

## 令和5年度 認可保育施設等入園案内

令和5年度認可保育施設等の入所にかかる入園申込みを下記のとおり行います。

内容をご確認いただき手続きが必要な方は、申込み期限内に手続きをしていただきますようお願いいたします。

※ 令和5年度入所申込みより次年度在園継続希望者は入園申込書の提出が不要となっております。（ただし、同じ認定区分（1号、2号、3号）での利用の場合に限ります。）詳しくは2ページ目「申込みが必要な方」をご確認ください。

※ 認可保育施設等とは、認可保育所（公立含む）、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、公立幼稚園のことを指します。

### 1. 申込期間

令和5年4月入所 一斉受付日程

【受付期間】 令和4年10月3日（月）～令和4年10月19日（水） ※土日祝は除く



【受付場所】 原則、うるま市役所本庁舎東棟3階 大講堂

※下記表で提出先が「認定こども園」となっている対象者は、各施設へ直接提出が必要です。

【受付時間】 午前の部：9時～11時30分 午後の部：13時～16時30分

【夜間受付】 10月7日（金）は、18時～20時も受付いたします。

※混雑時には待ち時間が1時間を超える場合があります。あらかじめご了承ください。

希望する認定区分	希望する施設	申込区分	提出先	受付期間
2号 ・ 3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定こども園</li> <li>● 保育所</li> <li>● 小規模保育所</li> <li>● 事業所内保育所</li> </ul>	①新規 ②転園希望者	うるま市役所 	【1次受付】令和4年10月3日（月）～10月19日（水） ※新生児（R4.10.1～R4.11.30に生まれた子）はR4.11.30まで受け付けいたします。 ※受付停止期間※ R4.10.20～12.28までは受け付けできません。（新生児は除く） 【2次受付、追加受付等】 R5.1.4から受付再開となりますが、これ以降は2次選考等の対象となります。詳細は、市HPにて周知予定です。
1号	● 認定こども園	①新規 ②転園希望者	こども園 	【1次受付】令和4年10月3日（月）～10月19日（水） 1号としての申込は、園に直接申込みとなります。（下記のうるま市に提出する場合を除く）
		①新規 ②転園希望者 ③認定区分変更希望者	うるま市役所 	【1次受付】令和4年10月3日（月）～10月19日（水） （あげなこども園、伊波こども園、高江洲こども園、具志川こども園、南原こども園、赤道こども園、与那城こども園） ※現幼稚園は全て認定こども園へ移行します。

#### 一斉受付の詳細日程について

一斉受付は混雑防止のため、希望園ごとに受付日を指定しております。

※指定されている日以外にも受付可能です。

（専用ページ） →

※右記QRコードより日程のご確認をよろしく申し上げます。



## 2. 申込み対象者

※重要※ 必ずご確認ください

### 【申込みが必要な方】

- ① 新規の入園申込みの方
- ② すでに認可保育施設等を利用している方で、次年度、転園を希望される方
- ③ 今年度、「認定こども園の 1号認定」または「公立幼稚園を午前のみ利用」として利用している方で、次年度、同施設（移行予定の認定こども園を含む）を2号認定として利用を希望する方
- ④ 今年度、「認定こども園の 2号認定」または「公立幼稚園を午後預かりあり」として利用している方で、次年度、同施設（移行予定の認定こども園を含む）を1号認定として利用を希望する方

### 【申込みが不要な方】

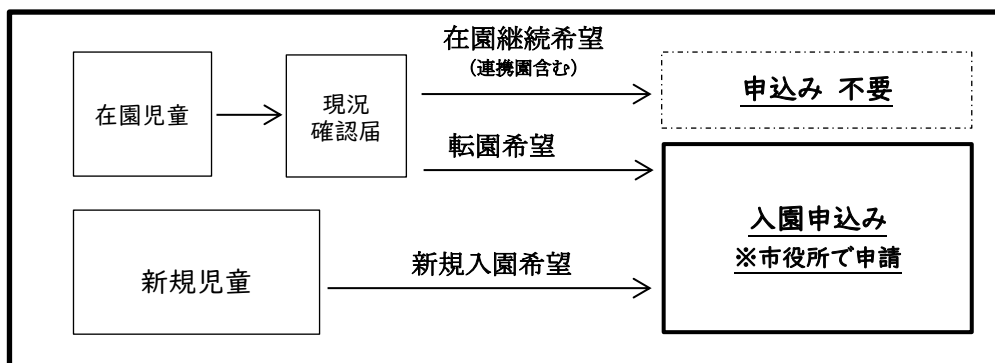
- ① すでに認可保育施設等を利用している方で、次年度、継続して同じ施設の利用を希望する方
- ② 「認定こども園の 1号認定」または「公立幼稚園を午前のみ利用」として利用している方で、次年度、同施設（移行予定の認定こども園を含む）を引き続き1号認定として利用を希望する方
- ③ 「認定こども園の 2号認定」または「公立幼稚園を午後預かりあり」として利用している方で、次年度、同施設（移行予定の認定こども園を含む）を引き続き2号認定として利用を希望する方

### 【その他】

- ① 次年度、うるま市内の認可保育施設等を利用しないことが確実な場合には、令和4年11月30日までに退園届の提出が必要です。

※例：転出予定のため。

### <イメージ図（2号3号の場合）>



### 新規・転園申込みの方へ『申請書』のご案内

申込みに必要な申請書については、下記の方法で取得できます。

詳しくは（専用ページ）→



- ① 保育こども園課窓口受け取り
- ② 上記 QR コードからのダウンロード
- ③ 一斉受付会場での受取り ← **こちらがオススメです。** ※一斉受付会場にて、全世帯員の氏名入りで申請書の印刷が可能です。

### 【重要】

一斉受付会場では、要件書類・記入内容の確認、入所選考の点数化をその場で行うため、受付に時間を要します。入所希望施設を事前に決定しておくと手続きがスムーズになりますのでご協力のほどよろしくお願いします。

# 個別支援保育 利用申込の流れ



## 1. 利用対象児童

下記の両方に該当する児童が対象です。

- ・ 集団保育が可能な児童
- ・ 集団保育の中で個別の配慮が必要と判断される児童 (心身の発達の遅れや障がい、疾病、その他)

## 2. 個別支援保育の内容

個別支援保育では、お子さまの状態に応じた個別の配慮を行います。

(あくまでも集団保育であり、保育者が1対1で対応するものではありません。)

## 3. 申込みの流れ

(1) **【利用申込み】** ※在園児は、原則、園へ必要書類の提出をお願いします。

〈受付場所〉

一斉受付期間 10月3日(月)～10月19日(水): 大講堂(東棟3階) ※土日祝は除く  
午前9時～11時30分 午後1時～4時30分 ※10月7日(金)は、18:00～20:00も受け付けいたします。

一斉受付期間外 : こども発達支援課(東棟2階⑤窓口) / 8:30～17:15

〈必要書類〉

- ①利用申込書等の共通様式(勤務証明書、発育状況調査票など)
- ②児童状況調査票(様式2)
- ③個別支援に関する保護者の意見書(様式3)
- ④下記のア～クのうち、取得しているものすべての写しをご提出ください。  
ア「身体障害者手帳」 イ「特別児童扶養手当証書」 ウ「療育手帳」  
エ「通所受給者証」 オ「小児慢性特定疾患児手帳」 カ「指定医療費(指定難病)医療受給者証」  
キ「発達検査結果等の発達状況に関する所見」様式4-㊦又は病院等で発行されたもの  
ク「集団保育に係る主治医による医療的所見」様式5-㊦(通院中の方のみ) ※費用負担あり

(2) **【個別支援保育の必要性の確認】**・・・提出された書類を確認し、個別支援保育の必要性を検討

(3) **【行動観察の実施】**・・・提出書類で個別支援の必要性が判断できなかった場合のみ

(4) **【利用調整(入所調整)】**・・・希望園以外で入所決定となる場合があります。

詳しくは(専用ページ) →



## 3.よくある質問

	質問内容	回答
1	<b>【勤務証明書の提出について】</b> ・次年度、転園を希望するため申請を行いますが、6月末に現況確認届を提出した際に要件書類(勤務証明書等)も併せて提出しているが、再度提出が必要ですか。	・下記①②の場合は、提出していただく必要はありません。 ① 現況確認届で既に提出済みの方 ② 4月1日以降の勤務証明書等の要件書類を既に市に提出済みの方 ※ ①②において、提出済みの場合でも勤務先の変更があるなど状況に変更がある場合には再度ご提出いただく必要があります。
2	<b>【5歳児クラス定員減について】</b> ・現在、認可保育園の4歳児クラスに通っています。次年度も同じ保育園で継続したいのですが、5歳児クラスの定員が少なく、在園児すべてが継続できないと考えています。その場合、継続希望でも申請書の提出が必要でしょうか。	・ご質問のように、市内保育施設において4歳児と5歳児の定員構成上(4歳児>5歳児)、次年度、在園児がすべて継続できない園が一部あります。このような場合は、在園継続希望でも申請書をご提出ください。 ※ 該当する園については、対象保護者へ別途通知等でお知らせ致します。

	質問内容	回答
3	<b>【連携施設への申込みについて】</b> ・現在、小規模保育園の2歳児で今年度卒園になりますが、連携施設へ希望する場合でも申込書の提出が必要でしょうか。	・次年度、連携施設への進級を希望する場合は、申込みの必要はありません。 ・連携施設以外の保育施設へ希望する場合は、必ず申請が必要となります。
4	<b>【園への申請書提出について】</b> ・次年度転園希望の申請書を役所に提出する時間がないため、園へ提出したいのですが可能でしょうか。	・今年度より在園継続希望の申込書の受付を行わない為、園への提出ではなく、直接市役所への提出を基本としております。 ただ、やむを得ない事情によって園への提出を行いたい場合は、事前にご相談下さい。
5	<b>【きょうだい同施設への申込みについて】</b> ・きょうだいで別々の園に通っています。きょうだいで同施設とするために、上の子の園に下の子を入園希望ですが、上の子も申込みが必要ですか。	・ご質問の場合、上の子は在園児のため、上の子の申込みは必要ありません。 ただ、きょうだい同施設にするために、上の子を転園させてよい場合は、上の子も申し込みが必要となります。
6	<b>【1次選考と2次選考の違いについて】</b> ・1次選考と2次選考の違いを教えてください。	<b>【在園保障】</b> ・1次選考では、希望園全てに落選した場合でも、現在在園の施設を次年度継続して利用することが可能となります。 ※2次選考では在園保障はありません。 <b>【選考枠】</b> ・1次選考後残りの空き枠が2次選考枠となります。 上記のことより、転園希望する場合は、1次選考での申込みをお勧めします。

その他 保育に関する詳細については こちらから ご確認下さい。

インターネット検索方法↓↓↓

こちらのQRコードより直接うるま市ホームページ「保育所等の入園案内」を開くことができます。↓↓↓



市ホームページは、入園案内パンフレットと同様に、入園の手続きや利用料金などが細かく記載されております。

問い合わせ先  
 うるま市役所 こども未来部 保育こども園課  
 TEL 098-973-5427